

令和3年 第11回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年11月10日(水) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 役場2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	1	田守 和人
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第25号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第26号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和3年第11回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、1番田守委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第11回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には2番長井委員並びに8番佐藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3、議案第25号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号16号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3議案第25号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。 農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 3ページをお開きください。 議案第25号、受付番号16号の申請は、所有者の労働力不足により、農地を手放したいと考えたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致し、申請されたものです。 譲受人は、農地取得後、畑として利用することです。 農地の所在は、大字戸来字館ノ上、畠、計3筆、面積は●●●●m ² 、売買で、10aあたり●●●●円であります。 4ページに農地法第3条第1項の調査書、5ページに許可申請書の写し、6ページに位置図、7ページに現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号16号の説明を終わります。

議長	ただ今の事務局説明について、異議、意見はございませんか。
	(異議意見なし)
議長	異議意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第25号受付番号16号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第25号は原案のとおり決定しました。 次に、日程だ4議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 受付番号60号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	8ページをお開きください。 日程第4議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙農用地利用集積計画の決定について承認を求めるものです。 今回はすべての事案が公告にて権利移動する一括方式による貸借となっております。 それでは受付番号60号について説明いたします。 9ページをお開きください。 新郷村長より令和3年10月22日付け新農林第284号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 農地の所在は、大字西越小間沢、畠、面積は●●●●m ² 、10年間の賃貸借で、10aあたり●●●●円であります。 10ページから13ページに協議に係る文書等の写し、14ページに位置図、15ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村職務代理から報告を求めます。
事務局	座ったまま失礼します。 議案第26号、受付番号60号について現地調査の結果を報告します。 申請地目は畠で、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。 現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止 及び 景観上の観点

	<p>からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号受付番号60号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号受付番号60号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号受付番号61号から64号までは関連がありますので一括して審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号61号から64号について説明いたします。</p> <p>16ページをお開きください。</p> <p>新郷村長より令和3年10月22日付け新農林第285号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号61号、農地の所在は、大字戸来字向谷地、田、計8筆、面積は●●●●m²、20年間の使用貸借です。</p> <p>17ページから20ページに協議に係る文書等の写し、21ページに位置図、22ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして23ページをお開きください。</p> <p>受付番号62号、農地の所在は、大字戸来字倉木沢、畑、面積は●●●●m²、20年間の使用貸借です。</p> <p>24ページから27ページに協議に係る文書等の写し、28ページに位置図、29ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして30ページをお開きください。</p> <p>受付番号63号、農地の所在は、大字戸来字押口、字倉木沢、田、計3筆、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>31ページから34ページに協議に係る文書等の写し、35ページに位置図、36ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>続きまして37ページをお開きください。</p> <p>受付番号64号、農地の所在は、大字戸来字倉木沢、畑、計2筆、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p>

	<p>38ページから41ページに協議に係る文書の写し、42ページに位置図、43ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号61号から64号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>座ったまま失礼します。</p> <p>議案第26号、受付番号61号から64号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は、61号と63号が田、62号と64号畠で、所有者は農業をリタイアする予定のため、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ申請地目のとおり貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号受付番号61号から64号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号受付番号61号から64号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号受付番号65号について審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号65号について説明いたします。51ページをお開きください。</p> <p>新郷村長より令和3年10月22日付け新農林第286号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号65号、農地の所在は、大字戸来字家ノ上、字川台坂の上、田、計2筆、面積は●●●●m²、2年間の賃貸借で、10aあたり●●●●円であります。</p> <p>45ページから48ページに協議に係る文書等の写し、49ページに位置図、50ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号65号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。</p>

事務局	<p>議案第26号、受付番号65号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は田で、所有者の労働力不足により、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ田として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第26号受付番号65号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号受付番号65号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号受付番号66号について審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号66号について説明いたします。</p> <p>51ページをお開きください。新郷村長より令和3年10月22日付け新農林第287号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>受付番号66号、農地の所在は、大字西越字木ノ間、畠、面積は●●●●m²、10年間の賃貸借で、10aあたり●●●●円であります。</p> <p>52ページから55ページに協議に係る文書等の写し、56ページに位置図、57ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号66号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村職務代理から報告を求めます。
事務局	<p>議案第26号、受付番号66号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、以前から受け手が耕作しており、今回、相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p>

	議案第26号受付番号66号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号受付番号66号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号受付番号67号について審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号67号について説明いたします。</p> <p>58ページをお開きください。</p> <p>新郷村長より令和3年10月22日付け新農林第288号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字赤坂森、畠、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>59ページから62ページに協議に係る文書等の写し、63ページに位置図、64ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号67号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第26号、受付番号67号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、所有者が高齢及び労働力不足により、自ら耕作が困難な状況であるため、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>譲受人は、事業規模拡大を望んでいたことから、両者の意思が一致したことで申請されたものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑異議なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号受付番号67号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号受付番号67号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和3年第11回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年 11月 10日

議 長 日向 將行

署名者 長井 進

署名者 佐藤 哲